

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 18 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
災害廃棄物対策室

### 災害廃棄物の処理に係る仮置場の安全対策の徹底について

仮置場における災害廃棄物の分別の周知・徹底については、10月11日付「令和元年台風第19号により発生した災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底について（周知）」において貴都道府県に発出したところであるが、10月17日に仮置場で火災が発生したことを受け、仮置場における安全の確保について、改めて各市区町村に対し注意喚起いただきますようお願いいたします。

火災発生に備え、消火設備を設けるとともに、発火の原因となる物と燃えやすい物を近くに置かないなど、初期対応と未然防止に留意いただくようお願いいたします。

なお、災害廃棄物の分別・区分については、被災者の利便性や処理の円滑性に鑑み、地域の実情に合わせて柔軟に設定していただきますようお願いいたします。

上記を踏まえ、修正した別添1を添付しましたので、周知等に御活用ください。  
なお、災害廃棄物の処理に関して技術的な疑問等が生じましたら、各地方環境事務所又は環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

（災害廃棄物対策指針はこちらから）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html>

（災害廃棄物処理の注意点はこちらから）

[http://kouikishori.env.go.jp/document\\_video/pdf/pamphlet.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/pamphlet.pdf)

<連絡先>  
環境省環境再生・資源循環局  
災害廃棄物対策室  
担当：西川、福永  
TEL：03-5521-8358（直通）  
E-mail：[hairi-saigai@env.go.jp](mailto:hairi-saigai@env.go.jp)

別添1

# 災害廃棄物の分別について

令和元年10月18日

環境省  
災害廃棄物対策室

## 災害廃棄物の分別の重要性

- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止**に非常に重要。
- 可燃物、家電、コンクリがらなど**数種類に分けて仮置場に置くことが必要**。分別が不十分だと灯油や電池等の混入により火災が発生したり、生ごみ等の混入により悪臭や害虫が発生するおそれあり。

### 仮置場の設置と周知が遅れると・・・

- ・市の指定した仮置場ではない近隣公園に災害廃棄物が置かれはじめ、数日で膨大な量が持ち込まれる事態に。
- ・家屋近隣に臨時の仮置場が設置され、悪臭、害虫、粉じん等生活環境・公衆衛生が悪化する事態に。

**分別が重要！！**

分別されて適正に保管されている仮置場

# 災害廃棄物の分別例



可燃系混合物



不燃系混合物



コンクリート系混合物



木質系混合物(草木類)



廃家電等



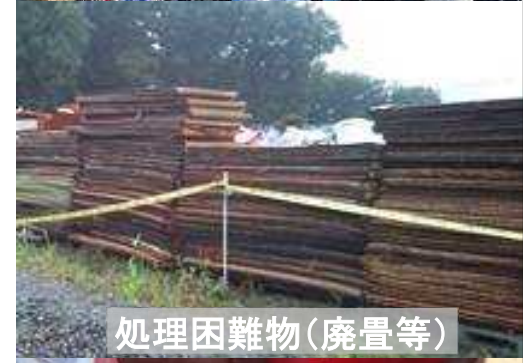
処理困難物(布団等)



金属系混合物



廃自動車等



処理困難物(廃畳等)



危険物・有害物等(消火器)



危険物・有害物等(灯油)

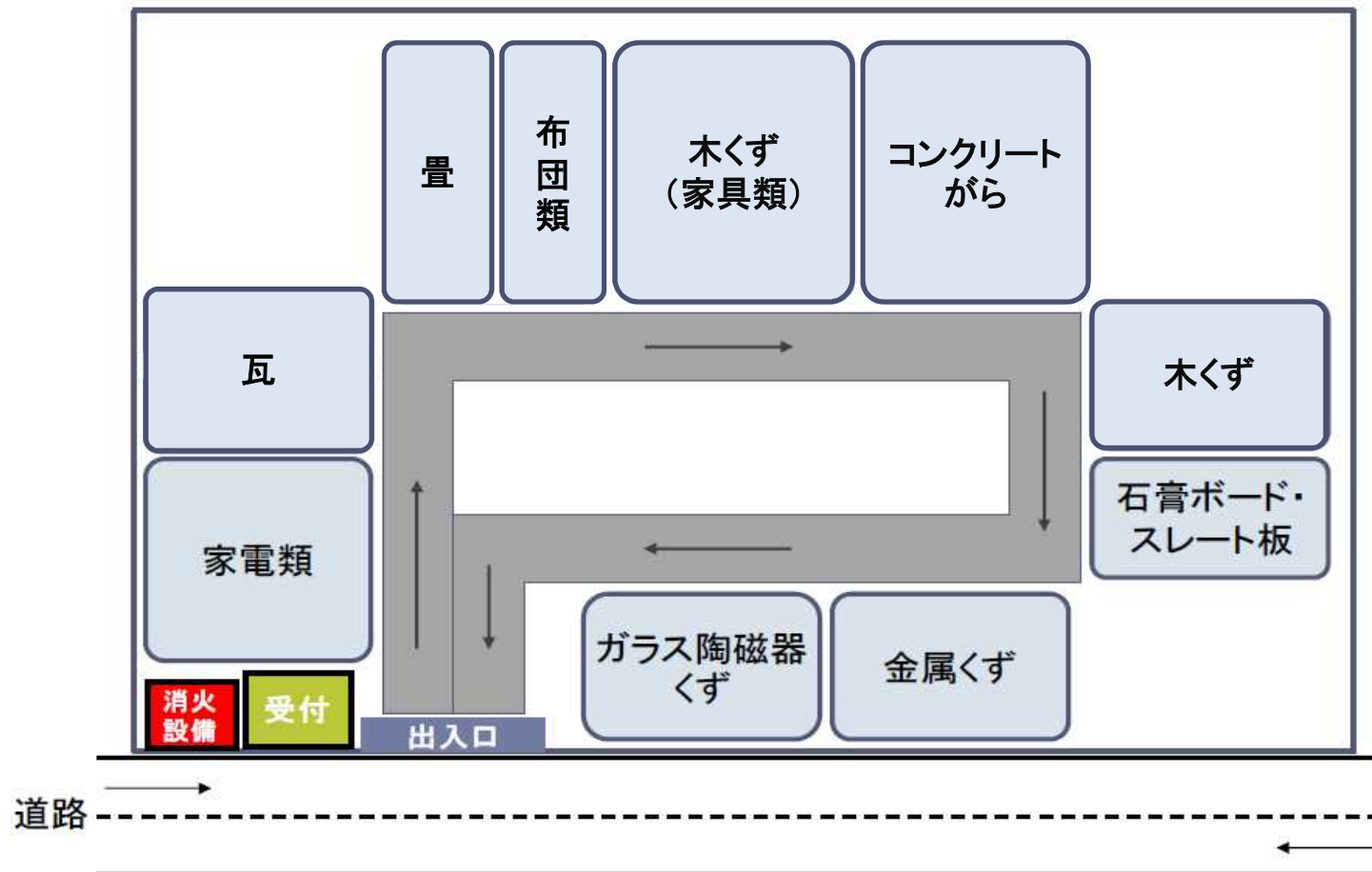


危険物・有害物等(ガスボンベ)

## 仮置場での種類別の災害廃棄物の管理(例)

### 【留意事項】

- 木くずや可燃物は、発火と発熱防止対策が重要。高さ5メートル以上積み上げない。
- 鉛蓄電池(自動車、オートバイなどから発生)は火災発生の原因となるので、混ぜない。
- 消火器などの消火設備を設置する。



関係の無い廃棄物の持ち込み防止

# 平成28年熊本地震：仮置場の状況（嘉島町）（平成28年4月19日撮影）

## 【仮置場位置図】



仮置場位置図

## 【仮置場写真】



仮置状況(可燃物)



仮置状況(木くず)



嘉島町仮置場(全景)



仮置状況(瓦等)



仮置状況(コンクリートブロック)

# 平成28年熊本地震：仮置場の状況（益城町）（平成28年4月20日撮影）

## 【仮置場位置図】



仮置場位置図

## 【仮置場写真】



住民による仮置場への搬入状況



仮置状況(金属製品)



益城町仮置場(全景)



仮置状況(家電4品目)



仮置状況(コンクリートブロック)